

## 至誠館大学における外国人留学生に関する内規

### (趣旨)

第1条 この内規は、至誠館大学学則（以下「学則」という。）第43条の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）の取り扱いに関する必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この内規において留学生とは、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の定める「留学」等の在留資格を得、卒業を目指して本学に入学した者をいう。

2 本学に在籍する留学生は日本国の入管法はじめ各種関連法令の定めを遵守し、当初の入学目的を達成すべく学業に専念し、必要に応じて大学の求めや指導に従わなければならない。

### (入学)

第3条 学則第43条による選考を希望する者は、日本の大学において教育を受けることを目的として日本国内に居住している者（市区町村への住民登録がある者）であることを要する。

2 入学を許可された者は、誓約書、パスポート・在留カードの写し、その他本学が指定する書類とともに、入学金を含む所定の学納金を添えて、指定の期日までに入学手続をすることを要する。

3 入学許可を受けた者が、本学での修学に必要な在留資格を取得できなかったときは、入学許可を取り消すことがある。

### (母国連絡先)

第4条 留学生は、国内保証人に加えて、母国連絡先を届け出を要する。

### (修学)

第5条 留学生は、単位取得が良好な者を除き、各学期において13単位以上の単位を修得しなければならない。また連続する4学期間で62単位以上の単位を取得しなければならない。

2 留学生は、指定された日本語科目、その他本学指定の科目を履修しなければならない。

3 留学生は、各学期において、必要な単位を修得するために履修手続をし、授業に常時出席しなければならない。

### (在籍確認)

第6条 留学生は、定期的に在籍確認の手続をしなければならない。

2 留学生は、大学が指定する締切日までに在籍確認の手続きを終えなければならない。

3 遠隔講義等は24時間以内に所属キャンパスに登校可能な日本国内での受講に限る。

4 一時帰国は90日までとする。90日を超えての休学が許可されている者を除き、90日を超える場合、退学の手続きを要する。

5 在籍期間中は日本国内に居住の実態がなければならない。

6 30日を超えてその所在が確認できない場合は学則第39条(3)「正当な理由がなく出席が常でない者」を適用する。

### (届出が必要な事項)

第7条 留学生は、次の各号の事項について、遅滞なく本学に届け出なければならない。

(1) 在留期間の更新手続後に発行される在留カード（更新された在留資格及び在留期間が確認できるもの）及びパスポートの写し

(2) 居所（変更時を含む）

(3) 確実に連絡が取れる電話番号（変更時を含む）

(4) 日本国外に渡航するときは、渡航先及び帰日予定日

(5) 資格外活動をするときは、その活動内容（変更時を含む）

(6) その他本学が指定する事項

(社会保険)

第8条 留学生は、国民健康保険等の保険に加入し、国民健康保険証は常時携帯しなければならない。

(休学)

第9条 留学生は、原則休学することができない。ただし、次の各号に該当する者については、書類および面談での特別な審査のうえ、期間を定めて休学を許可することがある。

(1) 兵役につく者

(2) 出産する者

(3) 疾病等やむを得ない事情により修学が困難な者

2 休学中は在留資格（留学）が一時停止となるため、原則としてすみやかに母国へ帰国しなければならない。

(留学)

第10条 留学生は、本学在籍のまま留学をすることができない。ただし、特段の事情のある者については、審査のうえ、期間を定めて留学を許可することがある。

(退学)

第11条 退学しようとする留学生は、その理由を記し、本学所定の書式により願い出なければならない。

(訓告又は停学の対象となる行為)

第12条 留学生には学則第39条に基づく懲戒のほか、次の各号に該当する留学生に対して訓告又は停学を勧告する。

(1) 14日を超えて無断欠席が認められる者

(2) 前期又は後期の履修科目のうち、その半数を超える科目の単位が修得できなかった者

(3) 在留カードと学生証を常時携帯せず、警察又は出入国在留管理局から注意や指導を受けた者

(4) 警察又は出入国在留管理局に任意同行及び出頭を命じられた者、及び当該事案に関する本学からの呼び出しに7日以上応じなかった者

(5) 本邦の法令等及び本学の諸規則に規定されている留学生として当然なすべき諸手続き等を怠った者

(退学の対象となる行為)

第13条 本学は、学則第39条に基づいて懲戒として行う退学処分、「至誠館大学におけるGPA制度に関する内規」に基づいて行う退学処分のほか、次の各号に該当する留学生に対して、退学を勧告する。

(1) 入管法はじめ各種関連法令の定めに違反する行為をしたと認められる者

(2) 必要な手続もしくは届出を怠り、又は必要な手続もしくは届出に際して虚偽の記載をし、それについて本学の指導に従わなかった者

(3) 学生指導上の警告（含む喫煙や禁じられた通学手段の利用）に再三従わなかった者

(4) 本内規第9条の休学が許可されない者で出席が常でないもの

(5) 再三の指導に従わず、前期又は後期の履修登録期間に履修登録を怠り、未登録で当該期間の単位の取得ができなかった者

(6) 本内規第6条6に該当する者

- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が適用される業種及び店舗等での就労が明らかになった者
- (8) 入管法に定める資格外活動の許可を得ずに当該活動を行った者
- (9) 警察又は出入国在留管理局に任意同行及び出頭を命じられた者、及び当該事案に関する本学からの呼び出しに30日以上応じなかった者
- (10) 虚偽の申請をして本学に入学したことが明らかになった者

(在留資格)

第14条 在留資格変更もしくは在留期間更新のために本学が発行する必要な書類は、次の条件をすべて満たす者にのみ発行する。

- (1) 定期的に在籍確認の手続を行っていること
- (2) 年間取得単位数が26単位以上のもの
- (3) 授業に出席していること
- (4) 学納金を完納していること
- (5) 入管法及び本学の諸規則に違反する行為がなく、かつ学生の本分に反する行為がないと認められること。

2 留学生が在留期間の更新を認められなかったときには、在留期間満了の日の翌日をもって除籍する。

3 本学は留学生が退学・除籍した際は、出入国在留管理局に当該留学生が本学に所属をしていない旨届け出る。

(資格外活動)

第15条 資格外活動を行うものは地方出入国在留管理局で許可手続きを行わなければならない。

2 許可を得て資格外活動を行う際には各種関連法令を遵守しなければならない。

3 資格外活動は当該活動に従事した時間が書類等で明確に確認できるものでなければならず、以下の点を遵守しなければならない。

- (1) 給与明細等の保管
- (2) 毎年の課税・非課税証明書の提出

4 資格外活動で得た収入は銀行等の預金通帳に記録を残さなければならない。

5 本条に反した場合、内規第12条又は第13条に基づく措置を受ける。

(定期健康診断の受診)

第16条 健康に留意し修学するため、留学生は大学の実施する定期健康診断を1年に1度受診しなければならない。

2 大学の実施する定期健康診断を受診できなかった場合、定期健康診断実施最終日から数えて90日以内に、別途健康診断を受診しなければならない。

3 学生は、健康診断の結果に基づき本学が行う指示に従わなければならない。

(学則等の適用)

第17条 この内規のほか、その他の学生に関する諸規程は、留学生にも適用する。

(改廃手続)

第18条 この内規の改廃は、学生委員会及び教授会、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。  
附則

この内規は、令和5年10月1日から施行する。

制定 令和5年 10月 1日 (制定)